

政令第 号

特定多目的ダム法施行令及び河川法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第七条及び第三十八条並びに河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定多目的ダム法施行令の一部改正）

第一条 特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「費用（治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第十五条の二第一項の規定による借入金（以下「借入金」という。）の利息並びに当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除く。第八条及び第十条第一項を除き、以下同じ。）の額」を「費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額。第四項、第六条の二、第八条第二項及び第十条第一項を除き、以下同じ。）に、「設定予定者の負担割合を乗じた額」を「設定予定者の負担割合（分離費用身替り妥当支出法を基準として算定する割合をいう。以下この条及び第七条において同じ。）を乗じて得た額」に改め、「ダム使用権の設定予定者」の下に「（以下この条及び

第十九条第二項において「特定ダム使用権設定予定者」という。）を加え、「借入金」を「第一号の借入金」に、「借入金充当割合を乗じた額」を「借入金充当割合を乗じて得た額（以下この条及び第十九条第二項において「特定借入金利息額」という。）」に、「額とし、その負担割合は、分離費用身替り受当支出法を基準として算定するものとする」を「額とする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

一 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第十五条の二第一項の規定による借入金（以下「借入金」という。）の利息の額

二 多目的ダムの建設工事に関する事業（以下「事業」という。）の縮小に係る不要支出額（借入金の利息の額が含まれるときは、当該利息の額を控除した額）

第一条の二に次の四項を加える。

2 事業が縮小された場合（特定用途（法第二条第一項に規定する特定用途をいう。以下この条において同じ。）に係る部分の縮小又は事業からの撤退（ダム使用権の設定の申請が取り下げられ、又は法第十条第二項第一号若しくは第二号に該当するとして却下されることをいう。以下同じ。）があつた場合

に限る。)において、特定用途に係る部分を縮小したダム使用権の設定予定者が負担する法第七条第一項の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額(特定ダム使用権設定予定者にあつては、その額に、その額に対応する特定借入金利息額を加えた額)とし、事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が負担する法第七条第一項の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額(特定ダム使用権設定予定者にあつては、その額に、その額に対応する特定借入金利息額を加えた額)とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつた場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の合計額に対するその者が単独で

当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

イ 当該事業の縮小に係る不要支出額（借入金の利息の額が含まれるときは、当該利息の額を控除した額）

ロ 当該事業の縮小後において、多目的ダムの建設に要する費用の額に消費税及び地方消費税に相当する額から国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額に洪水等による災害の発生防止若しくは軽減又は流水の正常な機能の維持若しくは増進のための用途（以下この条及び第六条の二第二項において「治水関係用途」という。）に係る負担割合を乗じて得た額が、当該治水関係用途に係る投資可能限度額を超えるときにあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零

ハ 当該事業の縮小後において、流水を特定用途に供するダム使用权の設定予定者の前項の規定により算出した額（特定ダム使用权設定予定者にあつては、特定借入金利息額を控除した額）からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該ダム

使用権の設定予定者の投資可能限度額（当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額）を超えるときは、当該超える額（投資可能限度額を超えるダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零

二 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合 次の式により算出した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における前号イに掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における同号イに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

$$\frac{U^w}{U^f + U^w} \times (U + E^f + E^w)$$

この式において、 U 、 E^f 、 E^w 、 U^f 及び U^w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

E f 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該治水関係用途に係る投資可能限度額」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る投資可能限度額」とする。

E w 前号ハに掲げる額

U f 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

U w 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

3 事業が縮小された場合において、ダム使用権の設定予定者の第一項の規定により算出した額（特定ダ

ム使用権設定予定者にあつては、特定借入金利息額を控除した額）からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該者の投資可能限度額（当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合

における当該者の投資可能限度額) を超えるときは、当該者が負担する法第七条第一項の負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額及びその額に対応する借入金の利息の額に相当する額を控除した額とする。

4 すべてのダム使用権の設定予定者の事業からの撤退により基本計画が廃止された場合において、ダム使用権の設定予定者(当該廃止前に事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者を除く。以下この項において同じ。)が負担する法第七条第一項の負担金の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額(特定ダム使用権設定予定者にあつては、その額に、その額に対応する特定借入金利息額を加えた額)とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 治水関係用途に係る部分のみの建設が継続される場合(次号に規定する場合を除く。)

次に掲げる額を合算した額。ただし、事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額

とする。

イ 当該基本計画の廃止に係る不要支出額（借入金の利息の額が含まれるときは、当該利息の額を控除した額。第三号において同じ。）

ロ 当該基本計画の廃止に係る多目的ダム建設に要する費用の額（借入金の利息が含まれるときは、当該利息の額を控除した額。第三号において同じ。）からイに掲げる額を控除した額と、当該基本計画の廃止後に当該多目的ダムのうち治水関係用途に係る部分のみの建設に要する推定の費用の額とを合算した額が、当該治水関係用途に係る投資可能限度額を超えるときにあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零

二 すべてのダム使用权の設定予定者の事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合 次の式により算出した額。ただし、事業からの撤退をしたダム使用权の設定予定者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

$$(U + Ef) \times \frac{Uw}{\quad}$$

$$U^f + U^w$$

この式において、 U 、 E^f 、 U^f 及び U^w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

E^f 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該治水関係用途に係る投資可能限度額」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る投資可能限度額」とする。

U^f 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

U^w 事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

三 治水関係用途に係る部分の建設が継続されない場合 基本計画の廃止に係る不要支出額（当該不要支出額が、当該基本計画の廃止に係る多目的ダムの建設に要する費用の額に事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者の負担割合（事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該二以上の者の負担割合の合計）を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該負担割合を乗

じて得た額)。ただし、事業からの撤退をしたダム使用权の設定予定者が二以上あるときは、その額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

5 第一項の負担割合は、多目的ダムの建設の目的である各用途の緊要度の差が特に著しいと認められる場合その他分離費用身替り妥当支出法を基準とすることが著しく不相当であると認められる場合においては、優先支出法その他国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として算定することができる。

第二条第一項中「前条」を「前条第一項及び第五項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「少い」を「少ない」に、「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第二項中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第三条第一項中「第一条の二」を「第一条の二第五項」に、「少い」を「少ない」に、「もつぱら」を「専ら」に改め、「費用」の下に「の額」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第四条中「要する費用」及び「推定の費用」の下に「の額」を加え、「控除した費用」を「控除した額」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

(不要支出額)

第六条の二 第一条の二第一項第二号及び第二項第一号イに規定する事業の縮小に係る不要支出額は、多目的ダムの建設に要する費用の額と、当該事業の縮小後の多目的ダムが有する効用と同等の効用を有する多目的ダムの建設に要する推定の費用の額との差額とする。

2 第一条の二第四項第一号イ及び第三号に規定する基本計画の廃止に係る不要支出額は、当該基本計画の廃止に係る多目的ダムの建設に要する費用の額と、当該基本計画の廃止までに建設した当該多目的ダムのうち治水関係用途に供することができるものと認められる部分の建設に要する推定の費用の額との差額とする。

(投資可能限度額)

第六条の三 第一条の二第二項から第四項までに規定する投資可能限度額は、多目的ダムの建設の目的である各用途について身替り建設費及び妥当投資額のうちいずれか少ない金額から当該多目的ダムの関連施設で専ら当該用途に供されるものの建設に要する費用の額を控除した金額をいう。

第八条第一項中「利息」の下に「（基本計画の廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる額があるときは、当該額を前項の多目的ダムの建設に要する費用の額から控除するものとする。

一 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担させる同項の負担金に相当する額

二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十七条又は第六十八条第二項の負担金に相当する額

三 法第四条第四項の基本計画の変更又は廃止の場合であつて当該変更又は廃止前に事業からの撤退を

したダム使用権の設定予定者の法第七条第一項の負担金の額として第一条の二第二項の規定により算出した額

第九条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が負担すべき負担金の額として第一条の二第二項又は第四項の規定により算出した額が、当該者が事業からの撤退をする前に既に納付した法第七条第一

項の負担金の額を超える場合における当該超える額に相当する負担金は、当該事業からの撤退後に国土交通大臣が定めるところにより納付すること。

第十四条の次に次の一条を加える。

(法第十二条の還付金の額)

第十四条の二 法第十二条の規定により還付する既に納付した法第七条第一項の負担金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 ダム使用権の設定予定者が既に納付した法第七条第一項の負担金の全額

二 ダム使用権の設定予定者の事業からの撤退により当該事業が縮小され、又は当該事業に係る基本計画が廃止されたときに当該者に還付する場合 当該者が既に納付した法第七条第一項の負担金の額から当該者について第一条の二第二項又は第四項の規定により算出した額を控除した額(当該者が既に納付した法第七条第一項の負担金の額が第一条の二第二項又は第四項の規定により算出した額を超えない場合にあつては零)

第十九条第一項中「費用（当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除く。）の額」を「費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）」に、「乗じた額」を「乗じて得た額」に改め、同条第二項中「法第七条第一項の負担金の」を「第一条の二第一項の規定により算出した」に、「法第四条第三項後段の規定により基本計画を変更してダム使用权の設定予定者」を「特定ダム使用权設定予定者」に、「多目的ダムの建設に要した費用（借入金の利息並びに当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の額に第一条の二に規定する負担割合を乗じた額」を「その額から特定借入金利息額を控除した額」に改め、「費用の額」の下に「（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該ダム使用权者の法第七条第一項の負担金の算出に係る第一条の二第一項各号又は第八条第二項第三号に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）」を加える。

（河川法施行令の一部改正）

第二条 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の四中「ものを除く。」の下に「以下「流況調整河川工事」という。」を加え、「又は当該

河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用」を削り、「（第三十八条の六及び第三十八条の七において「負担金」という。）」を「（以下「工事負担金」という。）」に、「当該河川工事に要する費用又は当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用（これらの費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除く。）の額」を「当該流況調整河川工事に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額。次項第一号口において同じ。）」に、「特別水利使用者の負担割合を乗じた額」を「特別水利使用者の負担割合（身替り支出法を基準として算定する割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額」に、「当該河川管理施設を利用させること又はその者のために行う当該河川管理施設の管理」を「当該流況調整河川工事により設置する河川管理施設（以下「流況調整河川管理施設」という。）を利用させること」に、「額とし、その負担割合は、身替り支出法を基準として算定するものとする」を「額とする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 流況調整河川工事に関する事業（以下この条、第三十八条の六及び第三十八条の八第二号において「事業」という。）の縮小に係る不要支出額

二 第三十八条の三第二項の規定により流況調整河川工事に関する費用及び費用の負担に関する事項を変更する場合であつて当該変更前に事業からの撤退（当該事業に係る特別水利使用者が、その後の事情の変化により当該事業に係る流況調整河川管理施設を利用して水の供給を受けようとしなくなることをいう。以下同じ。）をした特別水利使用者が負担する工事負担金の額として第二項の規定により算出した額

第三十八条の四に次の六項を加える。

2 事業が縮小された場合において、かんがい又は発電以外の用途（以下この条において「特定用途」という。）に係る部分を縮小した特別水利使用者が負担する工事負担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とし、事業からの撤退をした特別水利使用者が負担する工事負担金の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつた場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

イ 当該事業の縮小に係る不要支出額

ロ 当該事業の縮小後において、流況調整河川工事に要する費用の額に消費税及び地方消費税に相当する額から国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額に河川の流水の状況の改善及び流水によつて生ずる公害の除却又は軽減のための用途（以下この条及び第三十八条の六第二項において「治水関係用途」という。）に係る負担割合を乗じて得た額が、当該治水関係用途に係る身替り建設費を超えるときにあつては当該超える額、当該身替り建設費を超えないときにあつては零

八 当該事業の縮小後において、流水を特定用途に供する特別水利使用者の前項の規定により算出した額からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該特別水利使用者の身替り建設費（当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の身替り建設費）を超えるときにあつては当該超える額（身替り建設費を超える特別水利使用者が二以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該身替り建設費を超えないときにあつては零

二 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合 次の式により算出した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における前号イに掲げる額の合計額に係る部分の縮小し又は事業からの撤退をしたものとの仮定した額に対するその者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものとの仮定した場合における同号イに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

$$\frac{(U + E^f + E^w) \times U^w}{U^w}$$

$$U^f + U^w$$

この式において、 U 、 E^f 、 E^w 、 U^f 及び U^w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

E^f 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該治水関係用途に係る身替り建設費」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る身替り建設費」とする。

E^w 前号ハに掲げる額

U^f 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

U^w 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

3 事業が縮小された場合において、特別水利使用者の第一項の規定により算出した額からその額に含ま

れる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該者の身替り建設費

(当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の身替り建設費)を超えるときは、当該者が負担する工事負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額を控除した額とする。

4 すべての特別水利使用者が事業からの撤退をした場合において、特別水利使用者(当該撤退前に事業からの撤退をした特別水利使用者を除く。以下この項において同じ。)が負担する工事負担金の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 治水関係用途に係る部分のみの河川工事が継続される場合(次号に規定する場合を除く。)

次に掲げる額を合算した額。ただし、事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

イ すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る不要支出額

ロ すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額からイに掲げる額を控除した額と、すべての特別水利使用者の撤退後に当該事業に係る流況調整河川管理施設のうち治水関係用途に係る部分のみの河川工事に要する推定の費用の額とを合算した額が、当該治水関係用途に係る身替り建設費を超えるときにあつては当該を超える額、当該身替り建設費を超えないときにあつては零

二 すべての特別水利使用者の事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合次の式により算出した額。ただし、事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

$$(U + E^f) \times \frac{U^f + U^w}{U^w}$$

上の式において、 U 、 E^f 、 U^f 及び U^w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

E f 前号口に掲げる額。この場合において、同号口中「当該治水関係用途に係る身替り建設費」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る身替り建設費」とする。

U f 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

U w 事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

三 治水関係用途に係る部分の河川工事が継続されない場合 すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る不要支出額（当該不要支出額が、すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額に事業からの撤退をした特別水利使用者の負担割合（事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該二以上の者の負担割合の合計）を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該負担割合を乗じて得た額）。ただし、事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、その額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

5 第一項の負担割合は、流況調整河川工事の目的である各用途の緊要度の差が特に著しいと認められる場合その他身替り支出法を基準とすることが著しく不相当であると認められる場合においては、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として算定することができる。

6 流況調整河川管理施設の管理に要する費用について法第七十条の二第一項の規定により河川管理者が負担させる負担金（次項において「管理負担金」という。）の額は、当該流況調整河川管理施設の管理に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に特別水利使用者の負担割合を乗じて得た額並びにその者のために行う当該流況調整河川管理施設の管理につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とする。

7 河川管理者は、前項の規定により管理負担金を算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、特別水利使用者の意見を聴いて、別に管理負担金の額を定めることができる。

第三十八条の五第一項中「法第七十条の二第一項の河川工事」を「流況調整河川工事」に、「当該河川工事に要する」を「当該流況調整河川工事に要する」に、「当該河川工事により設置する河川管理施設」を「流況調整河川管理施設」に改め、同条第二項中「法第七十条の二第一項の河川工事」を「流況調整河

川工事」に、「当該河川工事」を「当該流況調整河川工事」に改める。

第三十八条の六及び第三十八条の七を次のように改める。

(不要支出額)

第三十八条の六 第三十八条の四第一項第一号及び第二項第一号イに規定する事業の縮小に係る不要支出額は、流況調整河川工事に要する費用の額と、当該事業の縮小後の流況調整河川管理施設が有する効用と同等の効用を有する施設の建設に要する推定の費用の額との差額とする。

2 第三十八条の四第四項第一号イ及び第二号に規定するすべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る不要支出額は、当該撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額と、当該撤退までに建設した当該流況調整河川管理施設のうち治水関係用途に供することができるものと認められる部分の建設に要する推定の費用の額との差額とする。

(特別水利使用者負担金の徴収)

第三十八条の七 国土交通大臣が負担させる負担金は、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期日に徴収するものとする。

2 事業からの撤退をした特別水利使用者が負担すべき負担金の額として第三十八条の四第二項又は第四項の規定により算出した額が、当該者が事業からの撤退をする前に既に納付した工事負担金の額を超える場合における当該超える額に相当する負担金は、前項の規定にかかわらず、当該事業からの撤退後に国土交通大臣が定めるところにより徴収するものとする。

第三十八条の七の次に次の一条を加える。

(工事負担金の還付)

第三十八条の八 国又は都道府県は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を還付するものとする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 特別水利使用者が既に納付した工事負担金の全額
- 二 特別水利使用者の事業からの撤退により流況調整河川工事に関する事業が縮小され、又はすべての特別水利使用者が事業からの撤退をした場合 当該者が既に納付した工事負担金の額から当該者について第三十八条の四第二項又は第四項の規定により算出した額を控除した額(当該者が既に納付した工事負担金の額が同条第二項又は第四項の規定により算出した額を超えない場合にあつては零)

第五十七条の二、第五十七条の三及び第五十七条の五第二号中「第三十八条の七」を「第三十八条の八」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の項中「第三十八条の七」を「第三十八条の八」に改める。

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第三条 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第一条の二ただし書」を「第一条の二第五項」に改め、同条第三項中「供されてい
る」を「供される」に改める。

第二十一条第二項第二号中「当該者が」を「当該者の」に、「部分を縮小しない」を「部分の縮小がない」に、「推定される」を「おける」に改める。

第三十条第二項第一号イ及びハ中「推定される」を「おける」に改め、同号八■中「当該者が当該用途に係る部分を縮小しないものと仮定した場合における」を削り、「当該者の投資可能限度額」の下に「当該者が当該用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額」を加え、同項第二号中「推定される」を「おける」に、「次の」を「、それぞれ次の」に改め、同条第三項中「部分を縮小しない」を「部分の縮小がない」に改める。

第三十二条第一項中「利息の額」の下に「（法第三十五条の規定による補助金があるときは、当該補助金でその者に係るものの額を控除した額）」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

第三十三条第三項第二号中「、次の」を「、それぞれ次の」に、「当該者が」を「当該者の」に、「部

分を縮小しない」を「部分の縮小がない」に、「推定される」を「おける」に改める。

第三十六条中「機構が納める義務がある」を削る。